三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
御堂原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県山口市阿東生雲東分
字二ノ御堂原　五二番　一号
字御堂原　五二番　二号
二二番　三号
二一番　四号
一六番　五号
字一ノ御堂原　五〇番一　六号

○国土交通省告示第千三百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月十九日
国土交通大臣　馬淵　澄夫
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県高島市拝戸
字宮ノ西　一五八三番地先道路敷　一号
七二六番一　二号及び三号
七一八番　十一号
一五八四番地先道路敷　十二号
字東原　四号
一二三一番　五号
一二三二番一　六号
一二三四番一　七号及び八号
一二三三番一　九号及び十号
字蛇川　一三五七番一

○国土交通省告示第千三百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月十九日
国土交通大臣　馬淵　澄夫
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上出川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

三重県度会郡南伊勢町伊勢路字上出
二四三四番及び二四三五番
二四三七番から二四三九番まで
二四四〇番一から二四四〇番四まで
二四四一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
三重県度会郡南伊勢町伊勢路字上出
二四〇五番二　一号
二四〇五番一　二号及び三号
二四三四番　四号
二四四〇番二　五号
二四三一番　六号
二四三一番地先道路敷　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第千八百三十号で指定した土地の区域を除く。）
三重県熊野市飛鳥町大又
字北ノ谷　一三二三番五　一号
一三二三番二　二号から五号まで
一三三一番一　六号から八号まで
字大台　六四五番三　九号
六四四番一　十号

○国土交通省告示第千三百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年十一月十九日
国土交通大臣　馬淵　澄夫
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神社の川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道寿都郡寿都町字渡島町
一六三番一　一号及び七号
一八二番　二号
一九八番一　三号から五号まで
一八四番二　六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
8線の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道常呂郡佐呂間町字知来
三二八番一　一号
三二七番一　二号から四号まで
九一三番　五号、六号及び二十四号から二十六号まで
三九〇番六　七号及び八号
三九〇番二　九号
三九〇番三　十号及び十一号
三九六番一　十二号
三九五番　十三号及び十四号
三九六番八地先道路敷　十五号
三九六番八　十六号
三九二番一　十七号から二十号まで
三九二番二　二十一号
三九〇番一　二十二号
三九〇番七　二十三号
三二五番二　二十七号
三二六番二　二十八号
三二五番八　二十九号

○海上保安庁告示第二百十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十二年十一月十九日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
名称　粟田港北防波堤灯台
位置
所在地　徳島県鳴門市（粟田港北防波堤外端）
北緯　三四－一三－二九
東経　一三四－三二－五二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十二年九月六日

名称　新潟港西区西突堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港西区（西突堤外端）
北緯　三七－五七－三二
東経　一三九－〇四－〇七
変更した事項
位置
所在地　新潟県新潟港西区（西突堤外端）
北緯　三七－五七－三二
東経　一三九－〇四－〇八
記事　補正

○海上保安庁告示第二百十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十二年十一月十九日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
名称　瀬戸港堂ノ浦西防波堤灯台
位置
所在地　徳島県鳴門市（瀬戸漁港堂ノ浦西防波堤外端）
北緯　三四－一三－〇五
東経　一三四－三五－一七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年九月七日

名称　石垣港第三号灯浮標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西方約一・一キロメートル）
北緯　二四－二〇－一三
東経　一二四－〇七－四五
変更した事項
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西方約一・二キロメートル）
北緯　二四－二〇－一二
東経　一二四－〇七－四四
変更年月日　平成二十二年九月七日